

備品借用要領

2020. 1. 1 長野県支部役員会制定

2023. 5. 27 長野県支部役員会変更

(目的)

第 1 条 この要領は、公益社団法人日本技術士会長野県支部（以下「支部」という）で保有する備品を借用する者（以下「借用者」という）が、適正な管理と使用の確保を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 「備品」とは、備品台帳に記載の物品をいう。

2 「借用者」とは、備品を借用する者をいう。

(管理責任者)

第 3 条 この規定に基づく備品の貸出しに関する管理責任者は事務局長とする。

(借用手続き)

第 4 条 借用者は、管理責任者に「借用申請書」（様式第 3 号）を提出し、支部長の承認を得る。ただし、支部が主催もしくは共催する行事で使用する場合には、支部役員会の確認により「借用申請書」を省略することができる。

(使用料)

第 5 条 支部会員の借用は原則無償とする。

2 ほかの個人・団体への貸出しについては、支部役員会の議を経て使用料を徴収することができる。

(借用者の責務)

第 6 条 借用者は、借用した備品を使用するにあたり、次の事項について留意しなければならない。

- (1) 借用した備品に破損等がないよう適切に使用すること。
- (2) 借用した備品の紛失、盗難等がないよう適切に保管すること。
- (3) 借用した備品を許可なく他に転貸しないこと。
- (4) その他善良な管理に努めること。

(返却)

第 7 条 借用者は備品の借用期間が満了した場合は速やかに管理責任者に返却するものとする。なお、第 4 条による手続き後の次の借用者は、備品の状況を確認の上、前の借用者から借用を引き継ぐことができる。この場合、次の借用者は、引き継いだ旨を管理責任者に連絡するものとする。

(弁償)

第 8 条 借用者は、借用した備品を故意、過失により破損若しくは汚損した場合はその弁償の責を負うものとする。

2 借用者は前項に規定する事実が発生した場合は、速やかに管理責任者に報告しなければならない。

(本要領の改廃)

第 9 条 本要領の改廃は、支部役員会の議を経て支部長が行う。

附則 (2020 年 1 月 1 日)

この規程は、2020 年 1 月 1 日から施行する。

附則 (2023 年 5 月 27 日)

本要領は、2023 年 5 月 27 日から施行する。

様式第3号

(公社) 日本技術士会長野県支部備品借用申請書兼許可書

令和 年 月 日

(公社) 日本技術士会長野県支部長 宛て

住所
使用団体
使用責任者 印
電話番号 () -

(公社) 日本技術士会長野県支部備品借用要領第4条により、備品の使用について申請します。
なお、使用については(公社) 日本技術士会長野県支部備品借用要領を遵守します。

使用・借用期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
使用目的	事業名 : 事業内容 :		
使用備品			
返却日	年 月 日	確認者	印
備考			

年 月 日
様

(公社) 日本技術士会長野県支部長 印

上記申請の備品の貸出を許可する。